

舞鶴市人權教育・啓発推進計画 (改定案)

目 次

第1章

1 基本的な考え方

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人権教育・啓発について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (5) 計画の理念と方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 人権にかかる諸情勢

- (1) 国際社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 国及び府・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 本市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章

舞鶴市人権に関する市民意識調査

- 1 調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 調査設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章

各人権課題に対する取組

- 同和問題(部落差別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 性別による差別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 性的指向・性自認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 外国人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- インターネット上での人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 新型コロナウイルス感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- H I V感染者・エイズ患者、ハンセン病患者等・・・・・・・・ 26
- DV(配偶者等からの暴力)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 職場でのハラスメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- その他の人権課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第4章

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園	3 2
(2) 学校	3 2
(3) 地域社会	3 2
(4) 家庭	3 2
(5) 企業等	3 3
2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	3 3

第5章

計画の推進

1 市の推進体制	3 4
2 国、京都府、民間等との連携	3 4
3 指導者の養成	3 5
4 人権教育・啓発の資料等の整備	3 5
5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	3 5

第1章

1 基本的な考え方

(1)計画策定の趣旨

国が2000（平成12）年に制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、その第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する。」と規定しています。

こうしたことを踏まえ、本市においては、「舞鶴市行動計画」を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、2012（平成24）年に「舞鶴市人権教育・啓発推進計画」を策定し、計画期間を10年として人権教育・啓発に関する様々な取組を進めてきました。

2022（令和4）年3月に本計画が終了することから、「第2次舞鶴市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。策定に先立ち、2020（令和2）年に「人権に関する市民意識調査」を実施し、人権に関する市民意識の把握に努めました。これらを踏まえ、2021（令和3）年4月に設置した舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会で、必要な見直しを行いました。

本計画は、「第7次舞鶴市総合計画」を上位計画と位置付け、その基本方向にそった人権施策に関する総合的な計画として、本市の各種主要計画と理念を共有し、人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものとしています。本計画が本市の人権教育・啓発の施策の方向性を示すものという性格であることから、人権教育・啓発に重点を置いた内容となっております。

※
また、本計画は2015（平成27）年に国連で決められた国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の根底にある「誰一人取り残さない」という理念を踏まえたものであります。

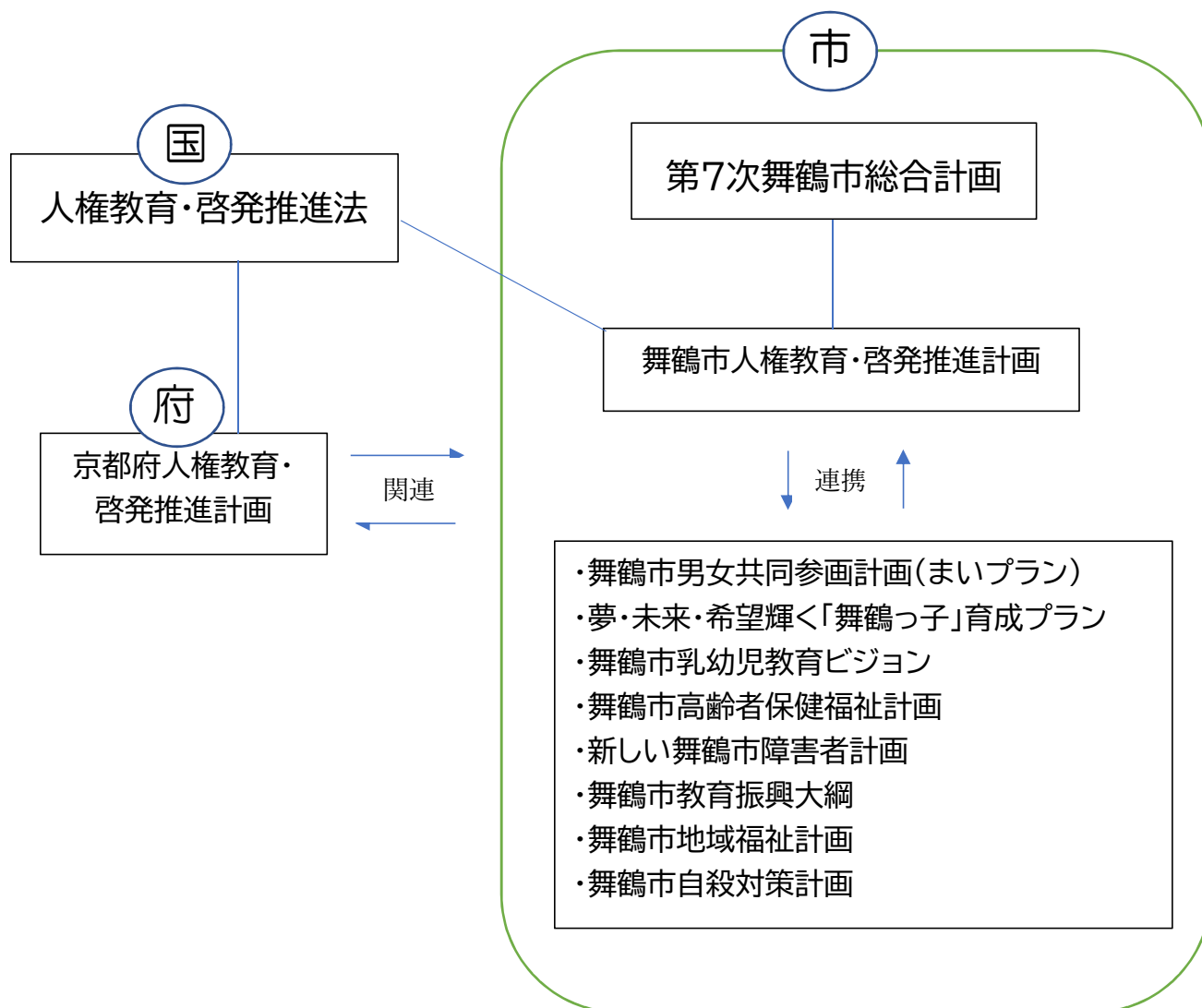
(2)人権教育・啓発について

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」としており、また、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」としております。

本計画においても基本的に同様の意味としますが、特に使い分けをする必要がある場合を除き、両方を一体と考えて「人権教育・啓発」としています。

(3)計画の位置付け

「第7次舞鶴市総合計画」を上位計画と位置付け、相互計画の基本方向にそった人権施策に関する総合的な計画として、舞鶴市の各種主要計画と理念を共有し、人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。



(4)計画の期間

令和4年度～令和13年度（10年間）としますが、国内外の動向や社会情勢の変動、本市の状況等を踏まえ、5年後に中間見直しを行います。

(5)計画の理念と方向性

【基本理念】

一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

【方向性】

①共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

すべての人のために、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取組を推進します。

②一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。

このような社会を実現するために、幼少期からの人権教育・啓発の推進に重点を置き、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組等、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

③生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が規定する基本理念には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」と述べられています。

このように、人権教育・啓発は、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。市民が生涯の様々な機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

※SDGsとは・・・

貧困、紛争、気候変動、感染症。人類は、これまでになかったような数多くの課題に直面しています。このままでは、人類が安定してこの世界で暮らし続けることができなくなると心配されています。

そんな危機感から、世界中の様々な立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、2030年までに達成すべき具体的な17の目標を立てました。それが「持続可能な開発目標(SDGs)」です。



2 人権にかかる諸情勢

(1)国際社会

- ・1948（昭和23）年 「世界人権宣言」が採択
- ・世界人権宣言を具体化するため、人権に関する数多くの国際規範が採択
- ・2006（平成18）年 「人権教育のための世界計画」が採択され、現在は、重点対象を若者として第4段階行動計画（2020～2024年）が進行中

(2)国及び府 ※2012年(平成24年)以降の取組 ※

- ・2016（平成28）年「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」施行
- ・2018（平成30）年「世界人権宣言70周年京都アピール」発表
- ・2021（令和3）年「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」改訂

(3)本市 ※2012年(平成24年)以降の取組

- ・2019（令和元）年「ヘイトスピーチ防止ガイドライン」施行
- ・2020（令和2）年 人権に関する意識調査実施
- ・2021（令和3）年 人権教育・啓発推進計画審議会設置

※障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別を解消することを目的とした法律。

※ヘイトスピーチ解消法

正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。人種、民族、国籍などの属性を理由とした、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するための法律。基本的施策として、国は相談体制の整備、教育の充実及び啓発活動などを実施することとし、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策の実施に努めることとしている。

※部落差別解消法

正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」。部落差別のない社会を実現することを目的とし、部落差別の解消に関する施策の実施は国及び地方公共団体の責務と定めた法律。国は相談体制の充実や教育及び啓発の推進、実態調査を実施することとし、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の実情に応じた施策の実施に努めることとしている。

第2章 舞鶴市人権に関する市民意識調査

1 調査の目的

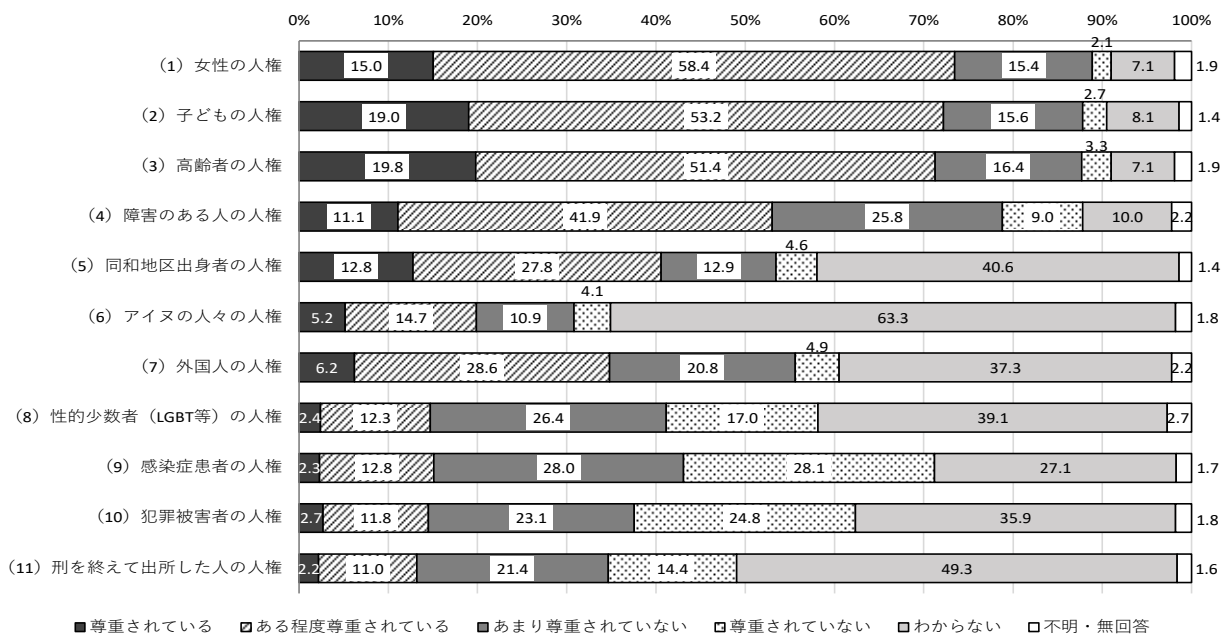
本市では、2021（令和3）年度に『舞鶴市人権教育・啓発推進計画』が終了することから、更なる施策の充実を図るための新しい計画の策定を予定しており、本調査は、その基礎調査として、市民の皆さんのお考えや現状を調べることを目的に実施しました。

2 調査設計

《調査対象者》

2020（令和2）年9月11日現在、舞鶴市に住んでいる18歳以上の市民から2,000人（女性1,000人、男性1,000人）を無作為に抽出 ※有効回収率45.0%

問1）あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか。

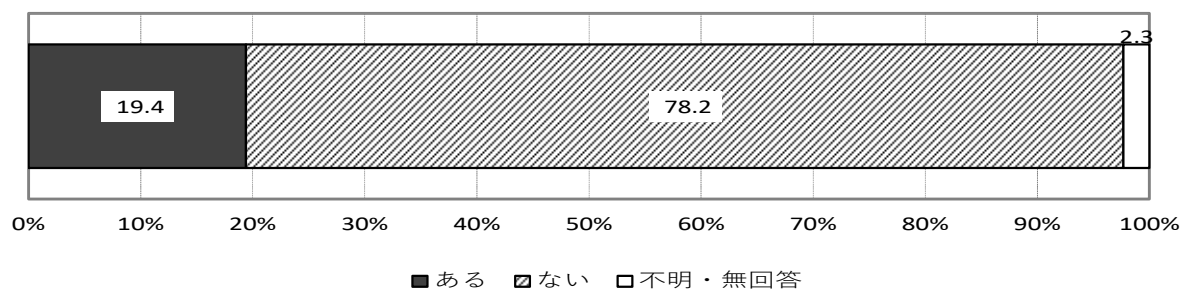


資料：舞鶴市「人権に関する市民意識調査」（2020（令和2）年度）

(1)女性(2)子ども(3)高齢者の人権については「尊重されている」と「どちらかという尊重されている」の合計が70%以上となっています。一方、(9)感染症患者の人権については「あまり尊重されていない」と「尊重されていない」の合計が56.1%と高くなっています。また、(6)アイヌの人々の人権が尊重されているかどうかについては「わからない」の割合が63.3%と高くなっています。

(8)性的少数者（LGBT等）と(9)感染症患者、(10)犯罪被害者、(11)刑を終えて出所した人の人権については、「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計より「あまり尊重されていない」と「尊重されていない」の合計が高くなっています。

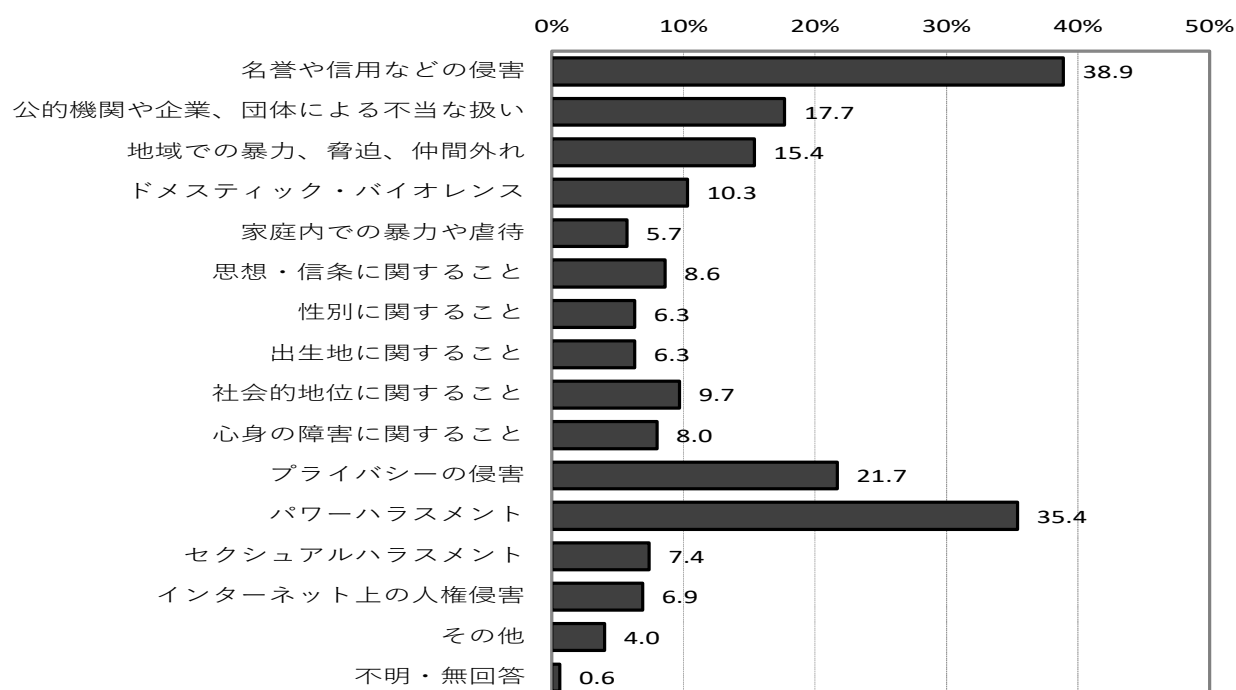
問2) あなたは、過去5年間に自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。



資料:舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「人権侵害されたことがある」と感じた回答者は約2割、「人権侵害されたことがない」と感じた回答者は約8割でした。

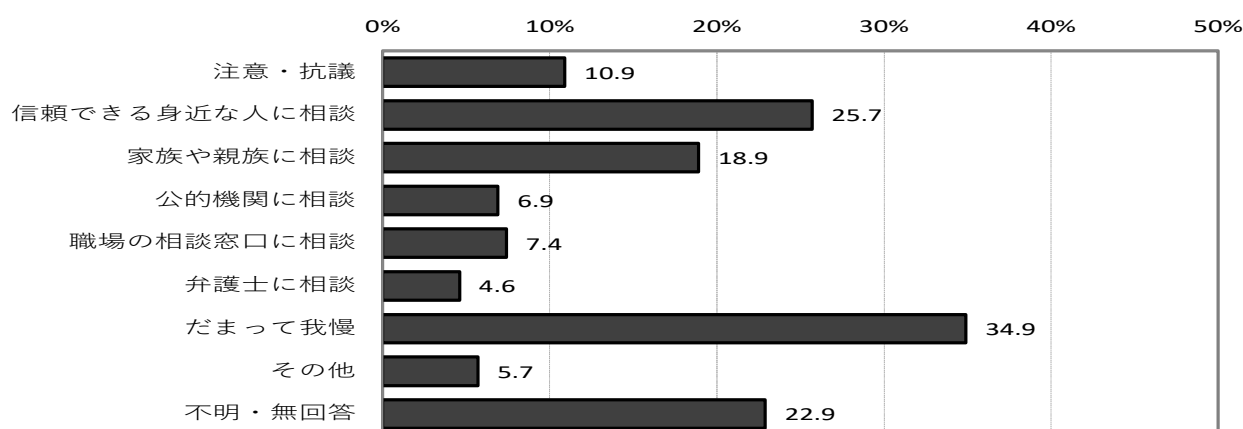
問3) どのようなことで自分の人権が侵害されたと感じましたか〈問2で「ある」と回答された方〉



資料:舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

過去5年間に人権が侵害されたと感じたことがある回答者が挙げている侵害の具体的な内容としては「名誉や信用などの侵害」と「パワーハラスメント」、「プライバシーの侵害」の割合が20%台前半から30%台後半と高くなっています。

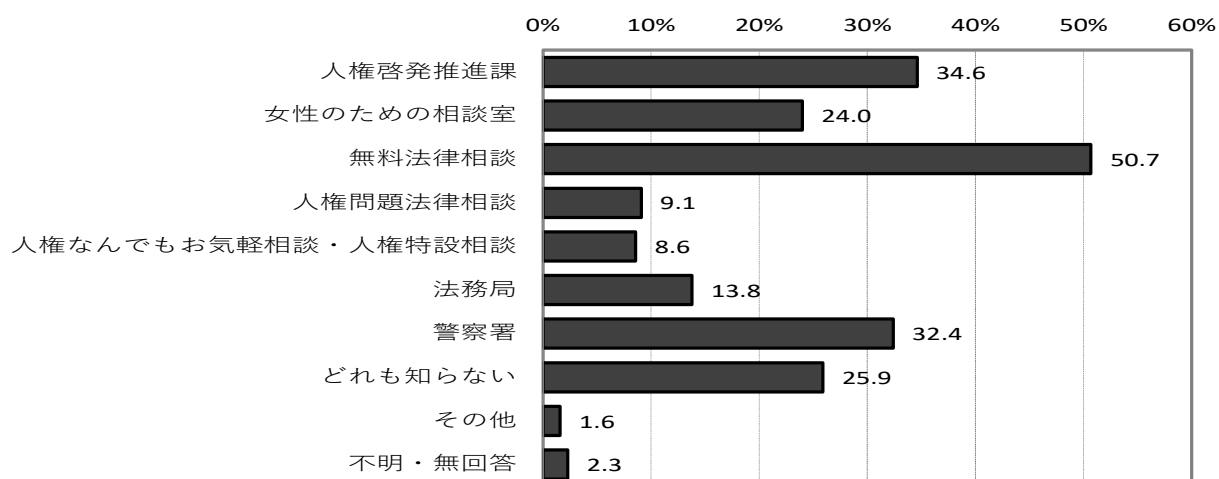
問4) 人権侵害されたと感じたとき、あなたはどのような対応をしましたか。〈問2で「ある」と回答された方〉



資料: 舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「だまって我慢した」(34.9%)と「信頼できる身近な人に相談した」(25.7%)が高くなっています。

問5) あなたは、人権問題に関する相談窓口として、どのようなものを知っていますか。
※複数回答可



資料: 舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

人権問題に関する相談窓口として認識されているのは、無料法律相談が約5割で最も高く、次いで人権啓発推進課、警察署と続きます。

第3章 各人権課題に対する取組

同和問題(部落差別)

【現状と課題】

1965（昭和 40）年に出された「同和対策審議会答申」は、「同和問題が人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識を示しています。

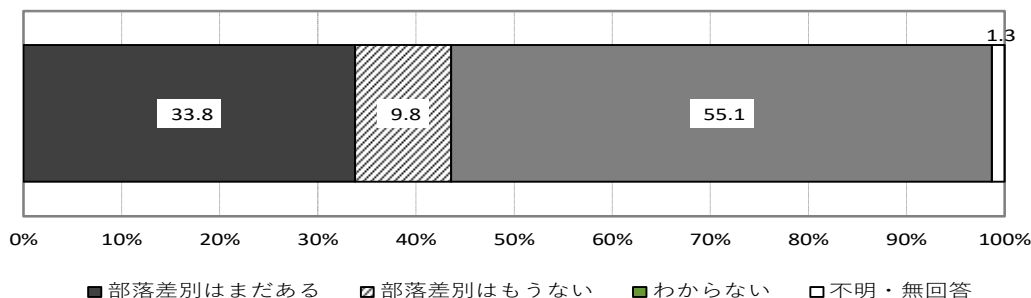
本市では、この答申の精神を踏まえ、1969（昭和 44）年の「同和対策事業特別措置法」施行以来、33 年間にわたって総合的な施策を実施してきました。その結果、住宅、道路等の生活環境の改善が進み、同和地区住民の生活実態に見られた格差も大きく改善され、2002（平成 14）年に法の失効をもって特別対策は終了しました。その後は、一般対策に移行し、残された課題については現行制度を的確に運用しながら解決に向け取り組んできました。

しかし、市民意識調査の結果によりますと、「部落差別はまだある」との回答が 3 割以上あることから、依然として部落差別が存在していることがうかがえます。また、令和 2 年に国が公表した「部落差別の実態に係る調査」によると、結婚にかかわる問題やインターネットを利用した悪質な書き込みなどの差別事象が発生していることがわかります。また、近年では行政書士等による戸籍謄本等の不正取得事件や市役所などに同和地区かどうかを問い合わせる事例もあり、忌避意識（避ける意識）や差別意識が残っているという現状があります。

国において 2016（平成 28）年 12 月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、部落差別の解消に関する施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務として規定されるとともに、相談体制の充実と教育及び啓発の実施を図るよう努めることが規定されており、今後とも差別解消に向けて引き続き粘り強く取り組んでいく必要があります。

【市民意識調査の結果から】

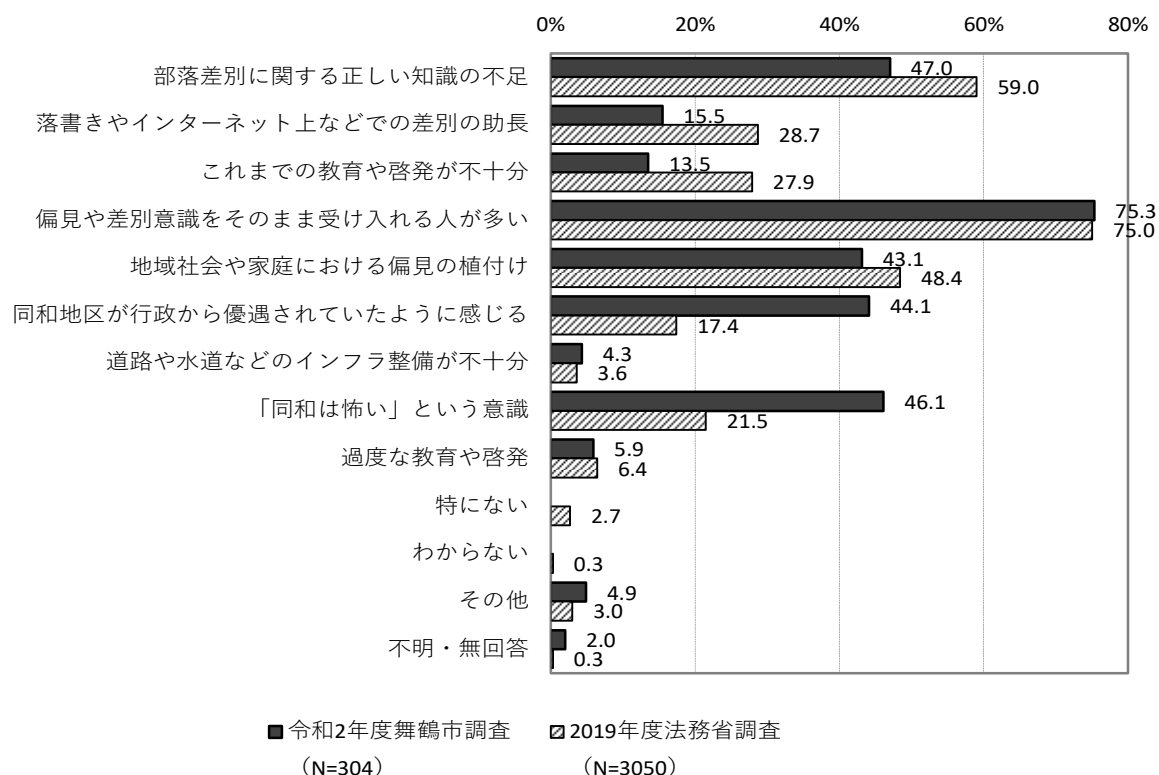
問 1) あなたは、現在でも部落差別があると思いますか。



資料：舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

部落差別の現状についての認識は、「わからない」が55.1%と最も高く、「部落差別はまだある」と認識している回答者の割合は33.8%と全体の3割以上となっています。

問2) その原因はどこにあると思いますか〈問1で部落差別はまだあると回答した方〉

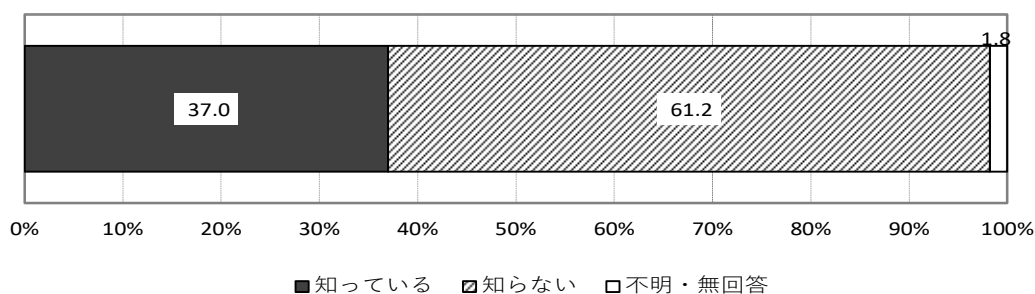


資料:舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)と法務省人権擁護局による「人権に関する意識調査」(2019年度)の比較

法務省人権擁護局による「2019年度 人権に関する意識調査」の結果と比較すると、「偏見や差別意識をそのまま受け入れる人が多い」や「地域社会や家庭における偏見の植付け」については概ね、同様の結果となっています。

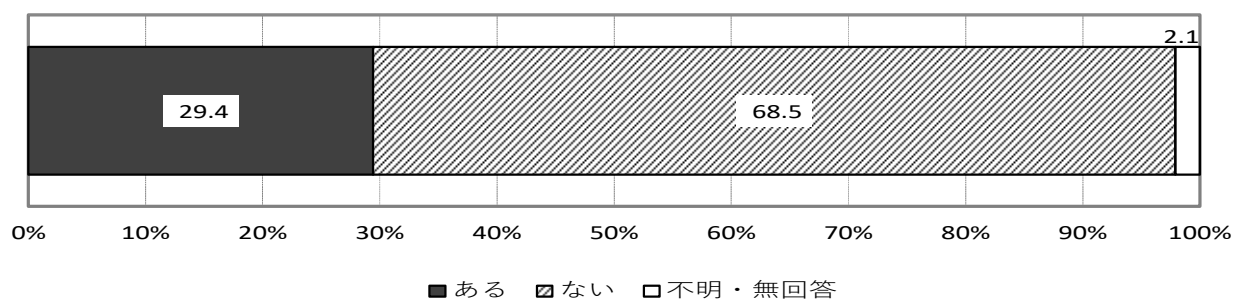
一方で、母数の差が大きいため単純な比較はできませんが、「同和地区が行政から優遇されていたように感じる」と「同和は怖いという意識」については国との差が大きく、舞鶴市の方が高い割合となっています。

問3) あなたは、北浜・市場・福来・荒田・長浜市民交流センターのうち1か所でも知っていますか。



市民交流センターの認知度については、「知らない」が61.2%と高く、「知らない」は「知っている」(37.0%)の1.7倍となっています。

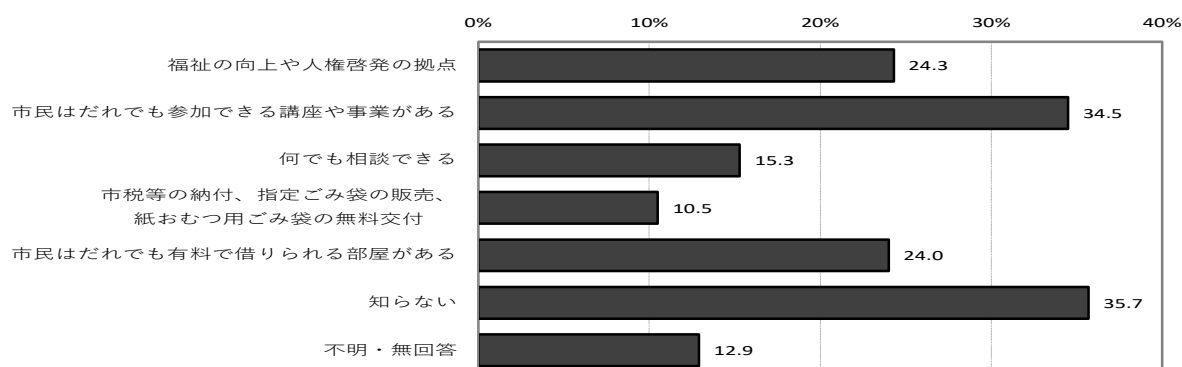
問4) 市民交流センターを利用したことがありますか。〈問3で知っていると回答した方〉



資料:舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

利用経験についても「利用したことがない」が68.5%と高く、「利用したことがない」は「利用したことがある」(29.4%)の2.3倍となっています。

問5) 市民交流センターについて知っていることを次の中から選んでください。〈問3で知っていると回答した方〉(複数回答可)



資料:舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「市民対象の講座や事業がある」(34.5%)、「福祉の向上や人権啓発の拠点」(24.3%)、「部屋の貸出がある」(24.0%)と認識されています。一方で、市民交流センターで行っているセンター事業について、何が行われているのかを「知らない」と回答した人が最も高く35.7%でした。

【課題解決に向けた取組】

①学校・地域・各種団体・事業者等に対し、あらゆる機会を通じて、人権教育・啓発を推進します。

②各種人権相談、差別事象等については、京都地方法務局、京都府などの関係機関と連携し対応するなど、相談体制を充実させるとともに、相談窓口を周知します。

③市民交流センターの事業案内や施設について、ホームページや広報まいづる等で情報発信し、認知度を上げるとともに、相談事業など課題解決に向けた取組を引き続き進めます。

性別による差別

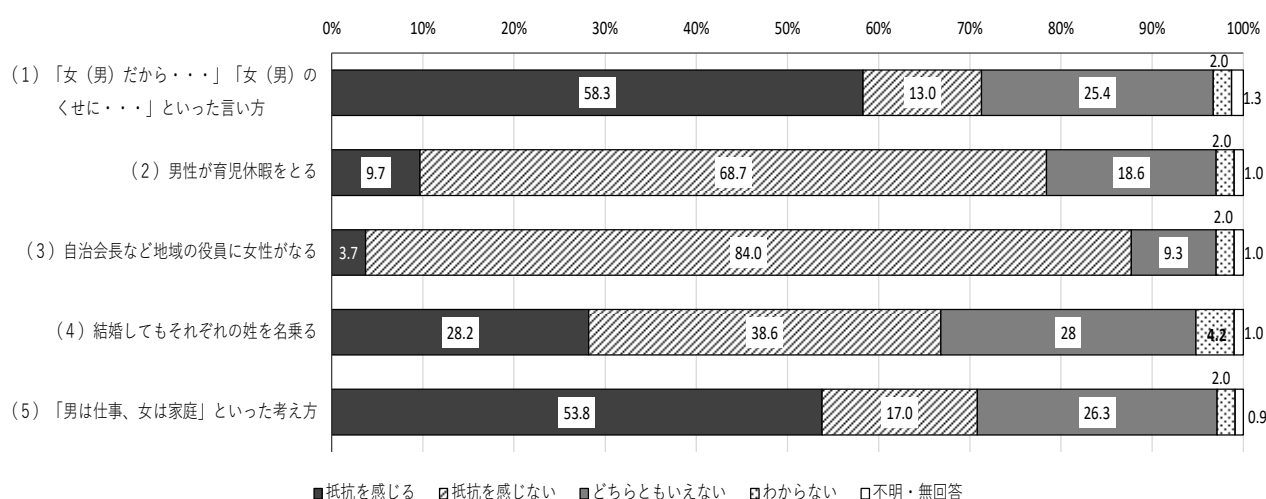
【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は均等とはいえない状況です。

本市では、「舞鶴市男女共同参画計画 まいプラン」に基づいて、「男性だから」「女性だから」というように性別によって差別されることなく、男女が共に責任を分かち合いながらお互いを認め合い、尊重する社会の実現を目指しています。

【市民アンケート調査の結果から】

問1) あなたは、次の(1)～(5)についてどのように思いますか。(○はそれぞれ1つ)



資料:舞鶴市「男女共同参画に関する市民アンケート調査」2020(令和2)年度

※調査対象者 2,000 人 有効回収率 36.9%

性別による分業や役割分担に関する5個の考え方の中で「抵抗を感じる」の割合が最も高いのは「(1)「女(男)だから・・・」「女(男)のくせに・・・」といった言い方」で58.3%となっています。また、「抵抗を感じない」の割合が最も高いのは「(3) 自治会長など地域の役員に女性になる」で84.0%となっています。

【課題解決に向けた取組】

①「男は仕事」「女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

②企業においての「雇用の機会や働く分野」「賃金の待遇」について、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。

子ども

【現状と課題】

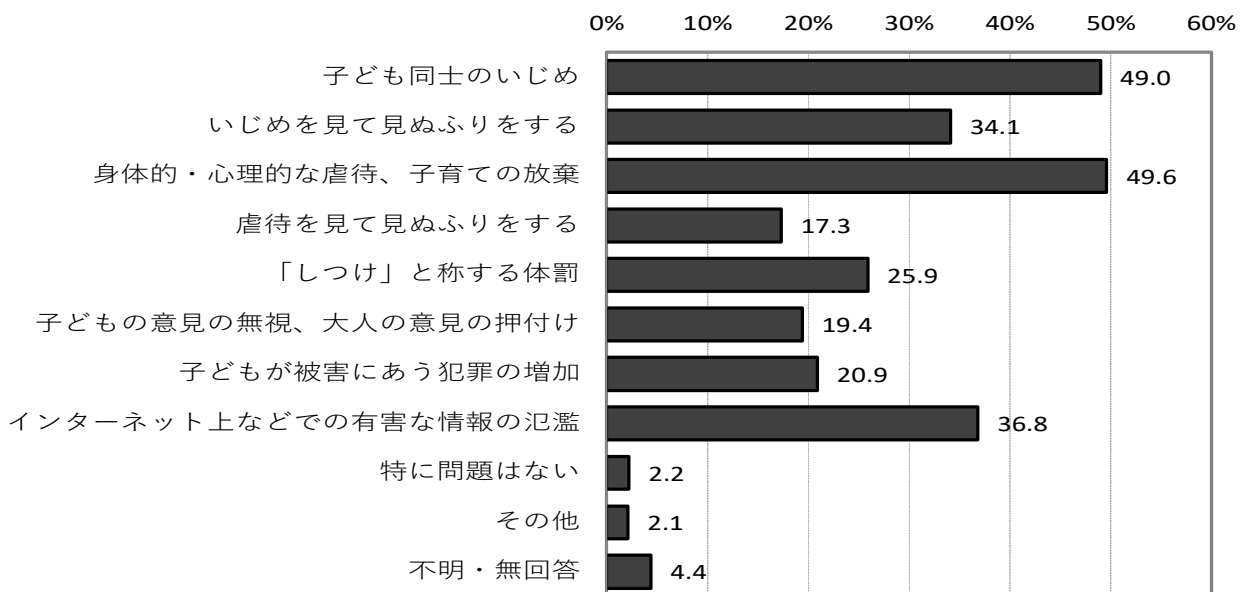
近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況生まれています。また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待・いじめ・体罰といった暴力行為の問題や、情報化の進展に伴って、SNS、インターネットでのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じています。また、インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪も深刻な問題です。

本市では「舞鶴っ子」育成プランに基づき、子どもの安心と豊かな育ちを支える環境づくりを推進するとともに、すべての子どもの人権が尊重されるよう啓発に取り組んでいます。

【市民意識調査の結果から】

問1) 子どもの人権に関することで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
(3つまで回答可)

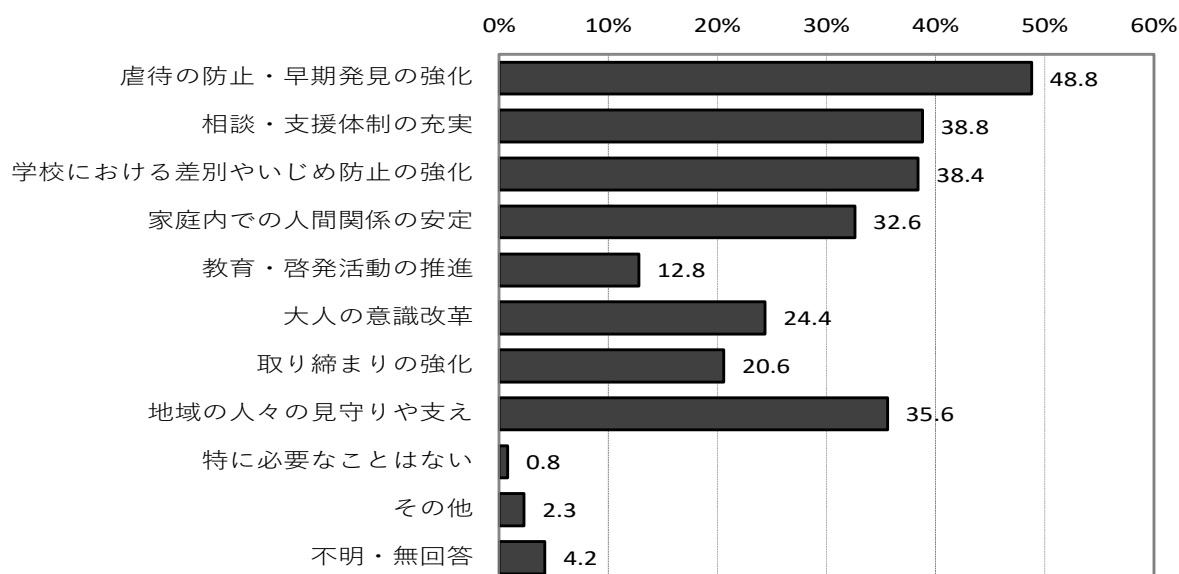


資料: 舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和3)年度)

「身体的・心理的な虐待、子育ての放棄」が49.6%と最も高く、次いで「子ども同士のいじめ」が49.0%、「インターネット上などでの有害な情報の氾濫」が36.8%となっています。

問2) 子どもの人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。

※3つまで回答可



資料: 舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「虐待の防止・早期発見の強化」が48.8%と最も高く、次いで「相談・支援体制の充実」が38.8%、「学校におけるいじめ防止の強化」が38.4%となっています。「その他」としては、いじめの防止・取り締まりの強化、虐待の防止、親を対象とした教育、日頃からの心がけ・啓発などが挙げられています。

【課題解決に向けた取組】

①児童虐待の未然防止には、子育て不安の軽減や解消に向けた支援を行います。また、早期発見・早期対応には市民や子どもに関わる様々な機関・団体等の児童虐待の正しい理解と対処方法についての知識を深めるための啓発を行います。

②いじめ防止基本方針に基づき、いじめを絶対に許さない取組を推進し、社会全体で子どもを守る環境づくりを進めるとともに、未然防止のための教育・啓発を行います。

③SNS、インターネットをきっかけに子どもが事件に巻き込まれることのないよう、サイトの安全な使い方とオンライン上での行動について、ネットリテラシー（インターネットを適切に使いこなす能力）を高めるための情報提供、啓発活動を行います。

高齢者

【現状と課題】

本市の高齢化率は2021（令和3）年で32.2%となっており、我が国の高齢化率を上回るペースで高齢化が進んでいます。今後、寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者や核家族化による一人暮らしや高齢者のみの世帯等、日常生活に支援を必要とする世帯の更なる増加が予想されます。また、老老介護や介護離職、認知症を抱える人の増加等、新たな問題も顕著化しています。

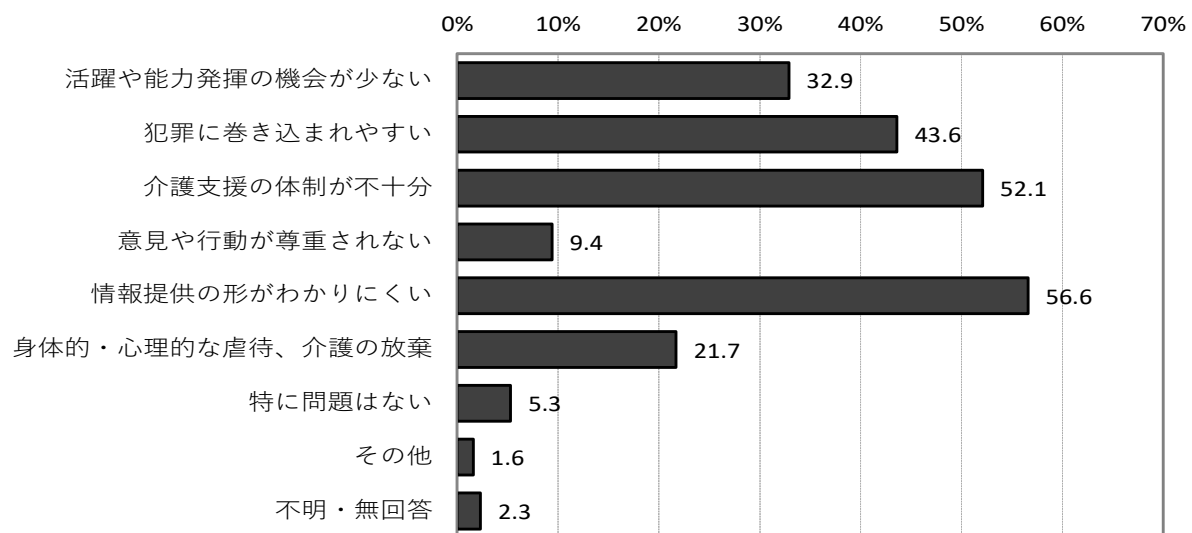
このような中、高齢者への虐待など、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題や、悪徳商法や詐欺など高齢者を狙う犯罪行為も後を絶たない状況にあります。

本市においては「舞鶴市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が住みなれた地域や自宅において、これまでの人生の中で培われてきた経験や能力などが尊重され、人間としての誇りや尊厳が保たれながら心豊かに暮らし続けられるよう生活基盤の環境づくりに努めています。

【市民意識調査の結果から】

問1) 高齢者の人権に関することで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。

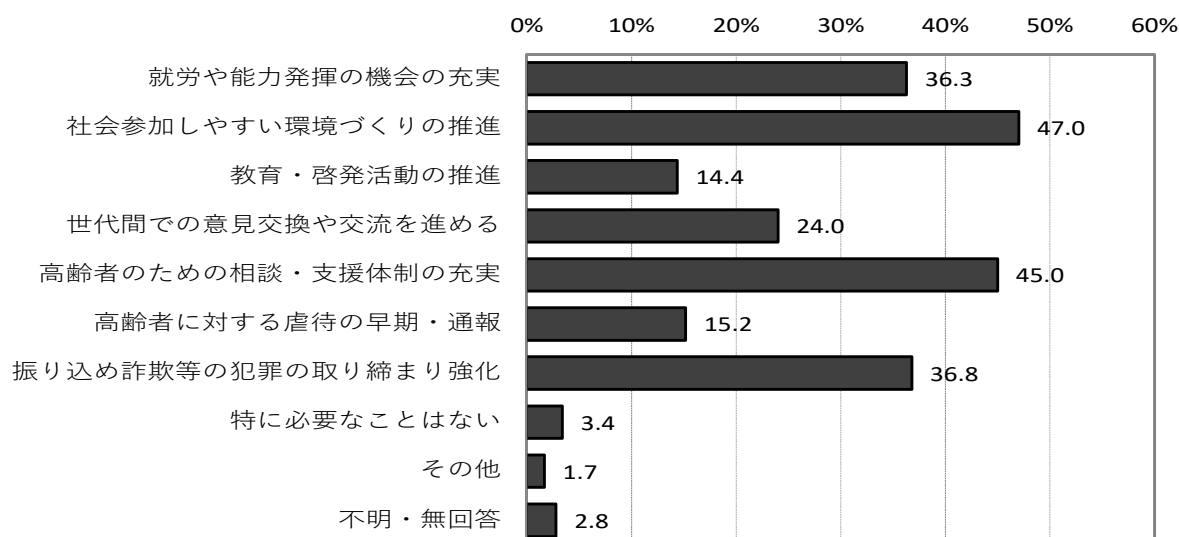
（3つまで回答可）



資料：舞鶴市「人権に関する市民意識調査」（2020（令和2）年度）

「情報提供の形がわかりにくい」が56.6%と最も高く、次いで「介護支援の体制が不十分」が52.1%、「犯罪に巻き込まれやすい」が43.6%となっています。

問2) 高齢者の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。
(3つまで回答可)



資料: 舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「社会参加しやすい環境づくりの促進」が47.0%と最も高く、次いで「高齢者のための相談・支援体制の充実」が45.0%、「振り込め詐欺等の犯罪の取り締まり強化」が36.8%となっています。「その他」としては、介護に関する支援を充実させること、高齢者自身が生きがいを持つことなどが挙げられています。

【課題解決に向けた取組】

- ①地域住民や関係機関等に対して、虐待防止・詐欺被害防止に関する制度等の周知・啓発を行います。
- ②高齢者の権利擁護体制推進のため、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及・啓発を行います。
- ③認知症予防と認知症ケアの向上と、認知症の正しい知識と理解の普及・啓発に努めます。

障害者

【現状と課題】

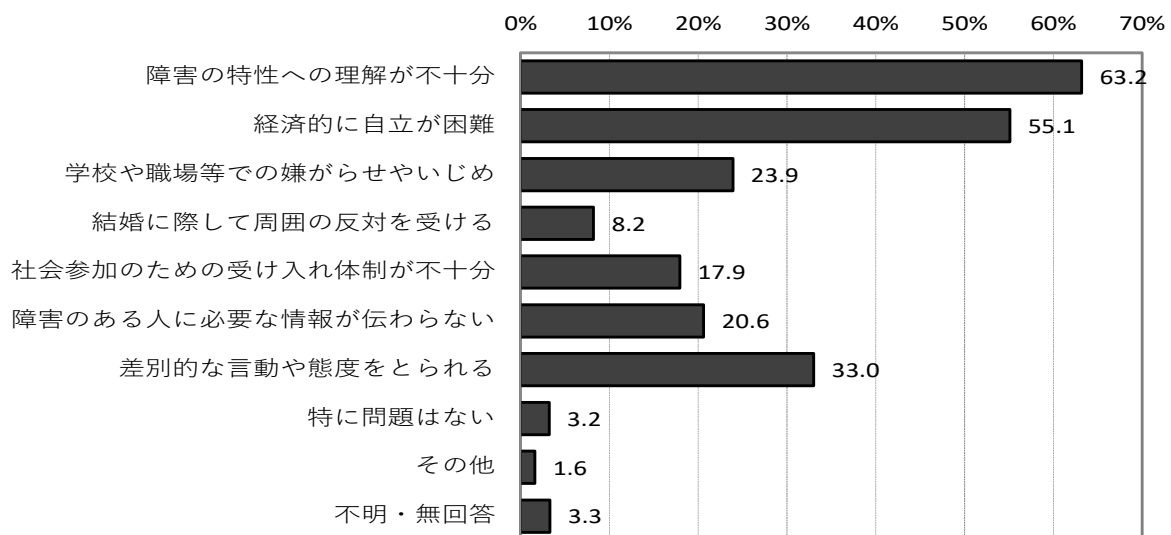
障害の有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

障害のある人の尊厳を守るため、2012（平成24）年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策が進められています。さらに2016（平成28）年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われています。

本市では「新しい舞鶴市障害者計画」に基づき、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる、自立と共生社会の実現に向けた取組を行うとともに、障害に対する理解が深まるよう啓発活動に取り組んでいます。

【市民意識調査の結果から】

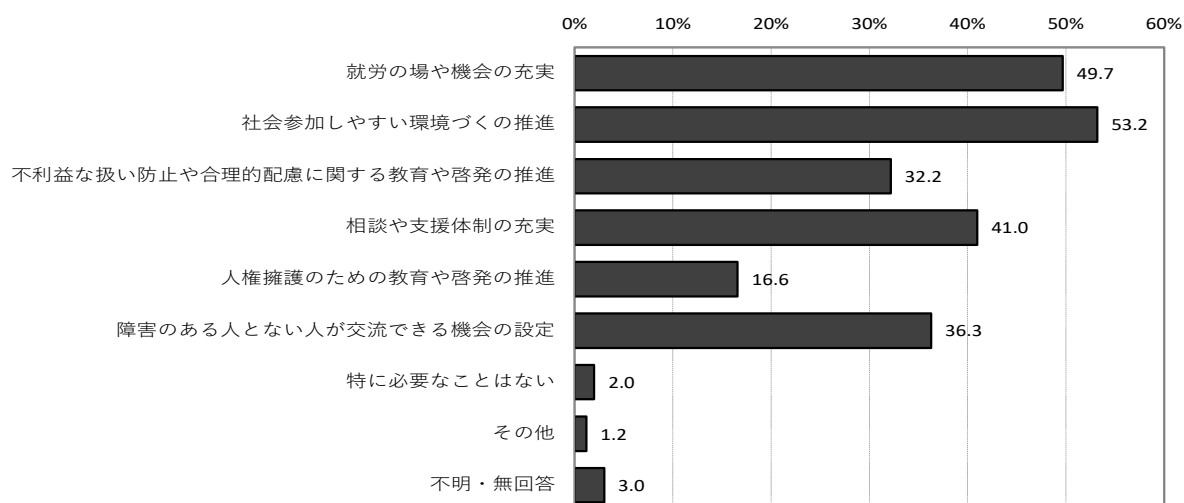
問1）障害のある人の人権に関することで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。（3つまで回答可）



資料：舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「障害の特性への理解が不十分」が63.2%と最も高く、次いで「経済的に自立が困難」が55.1%、「差別的な言動や態度をとられる」が33.0%となっています。

問2)障害のある人の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。
(3つまで回答可)



資料:舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「社会参加しやすい環境づくりの推進」が53.2%と最も高く、次いで「就労の場や機会の充実」が49.7%、「相談や支援体制の充実」が41.0%となっています。「その他」としては障害についての正しい理解を促進すること、障害者が入所・通所できる施設を増やすことなどが挙げられています。

【課題解決に向けた取組】

- ①障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組めます。
- ②障害のある人が当たり前前に働ける社会の実現に向けて、ハローワーク等の関係機関と連携し企業への学習機会の提供や障害のある人の就業能力について、正しい認識が深まるよう啓発を行います。

性的指向・性自認

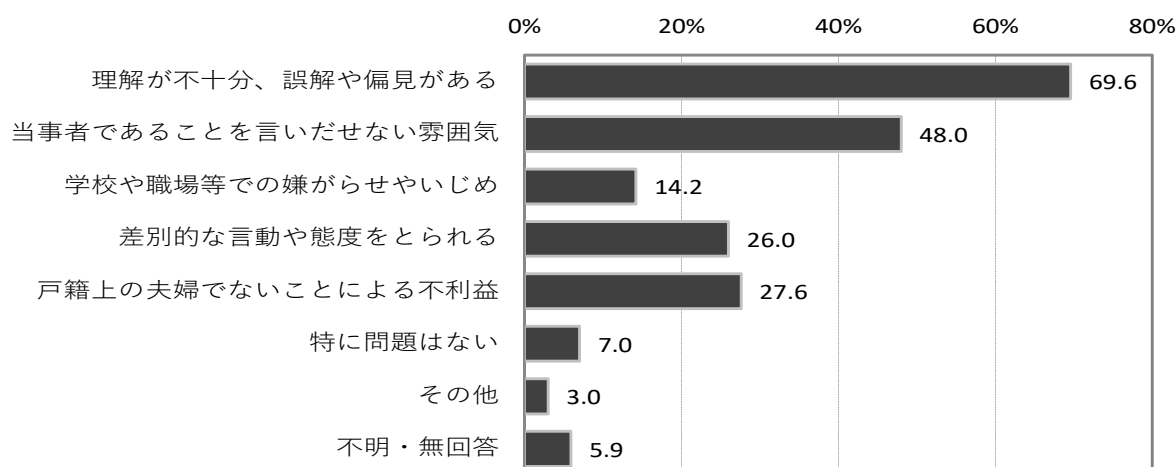
【現状と課題】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、自身の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念のことをいいます。

世の中ではかつて、「男性」と「女性」の2つの性別しかないと認識されてきました。しかし、人間の「性の在り方、性に関わる様々なこと(セクシュアリティ)」はたった2つのパターンに分けられるほど単純なものではありません。セクシュアリティは非常に複雑かつ、多様です。しかし、社会の理解は未だ十分とはいえず、社会生活の様々な場面で、偏見や差別を受けることがあります。

【市民意識調査の結果から】※

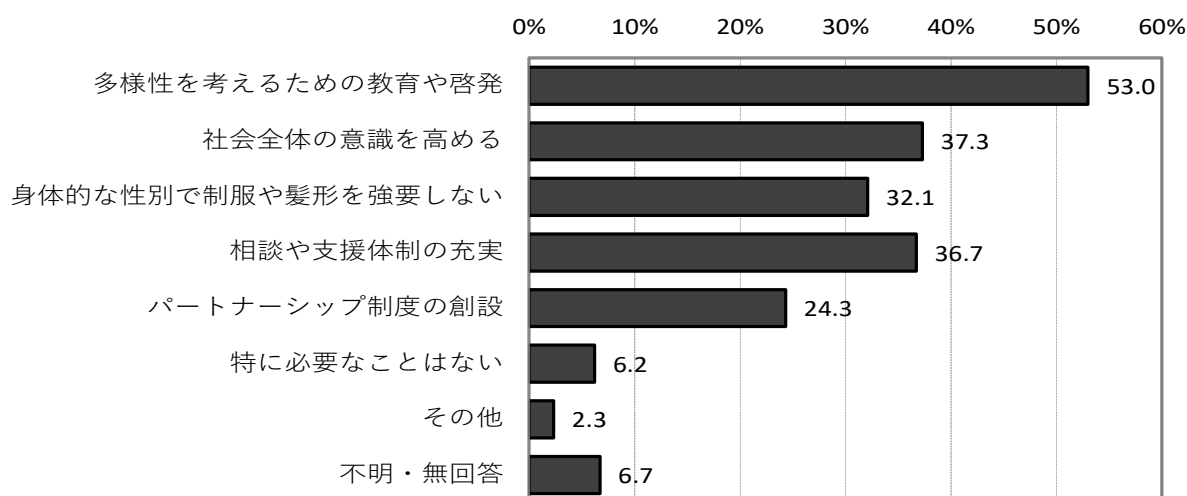
問1) 性的少数者(LGBT等)の人権に関することで、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(3つまで回答)



資料: 舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「理解が不十分、誤解や偏見がある」が69.6%と最も高く、次いで「当事者であることを言い出せない雰囲気」が48.0%、「戸籍上の夫婦でないことによる不利益」が27.6%となっています。「その他」については、回答者の身近に性的少数者(LGBT等)がいないなどの理由でわからないという趣旨の回答が主なものとなっています。

問2) 性的少数者(LGBT等)の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(3つまで回答可)



資料: 舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「多様性を考えるための教育や啓発」が53.0%と最も高く、次いで「社会全体の意識を高める」が37.3%、「相談や支援体制の充実」が36.7%となっています。

【課題解決に向けた取組】

- ①多様な性に対する理解を深め、性的指向・性自認にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。
- ②学校教育において、子どもの心身の発達段階に応じて性別にとらわれることなく個人の能力や個性を伸ばすことのできる教育を推進し、ジェンダーや性の多様化などへの理解を深めるための研修機会の提供や啓発を行います。

※LGBT等

LGBTは、Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字を組み合わせた言葉です。LGBTは、人口に占める割合が少ないことから性的少数者(セクシュアルマイノリティ)といわれることもあります。

L → (Lesbian レズビアン) 女性の同性愛者

G → (Gay ゲイ) 男性の同性愛者

B → (Bisexual バイセクシュアル) 両性愛者

T → (Transgender トランスジェンダー) 身体の性と心の性が一致しない人

等 → 男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・わからない人など

外国人

【現状と課題】

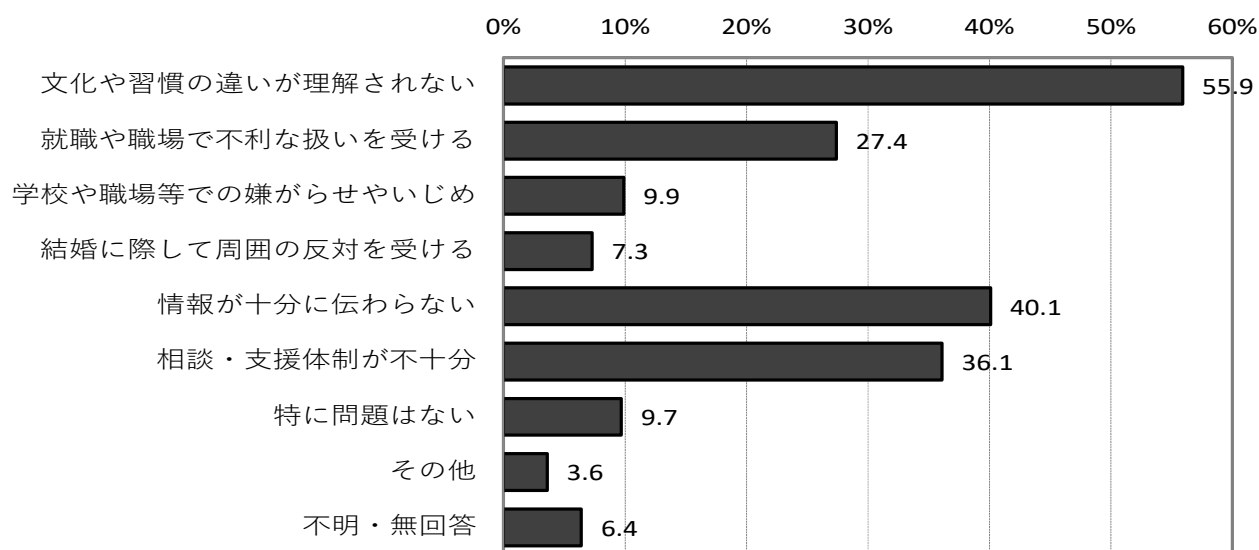
外国人をめぐっては、言語、宗教、習慣等の違いから、様々な人権問題が発生しています。

2016（平成28）年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されるなど、外国人に対する偏見や差別の解消を目指した取組が行われています。

舞鶴市の施設（公民館や体育館などの施設）において、ヘイトスピーチ（本邦外出身者に対する差別的言動）が行われることを防止するため、2019（令和元）年10月に「舞鶴市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン」を施行しました。

【市民意識調査の結果から】

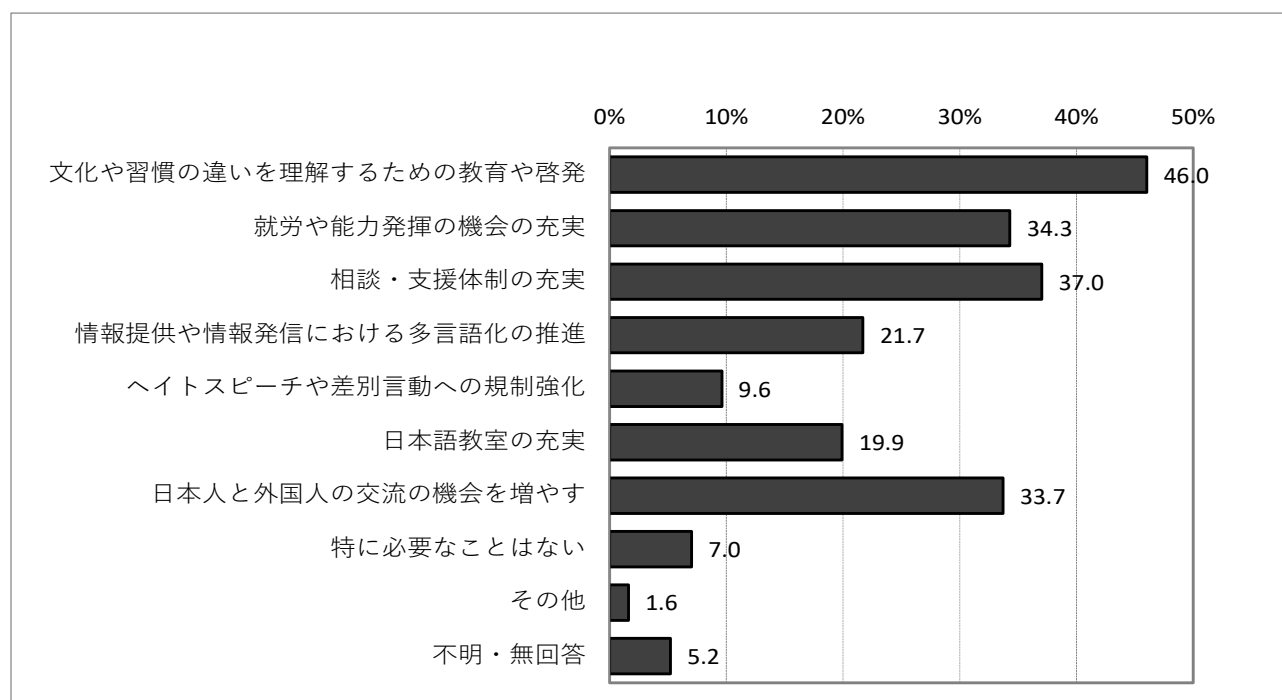
問 1) 外国人の人権に関することで、特に問題があると思うことはどのようなことですか。（3つまで回答可）



資料：舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「文化や習慣の違いが理解されない」が55.9%と最も高く、次いで「情報が十分に伝わらない」が40.1%、「相談・支援体制が不十分」が36.1%となっています。

問2) 外国人の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。
(3つまで回答可)



資料: 舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「文化や習慣の違いを理解するための教育や啓発」が46.0%と最も高く、次いで「相談・支援体制の充実」が37.0%、「就労や能力発揮の機会の充実」が34.3%となっています。「その他」としては、日本人と同等の権利を与えること、外国人労働者を保護することなどが挙げられます。

【課題解決に向けた取組】

異なる文化や習慣を理解するための教育や啓発、また、ヘイトスピーチについては、決してあってはならないという意識と理解を深めるため、各関係機関と連携しながら取組を推進します。

※ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなど一方的な内容の言動（ヘイトスピーチ）等、人種、民族、国籍などの属性を理由とした不当な差別的言動。

インターネット上での人権

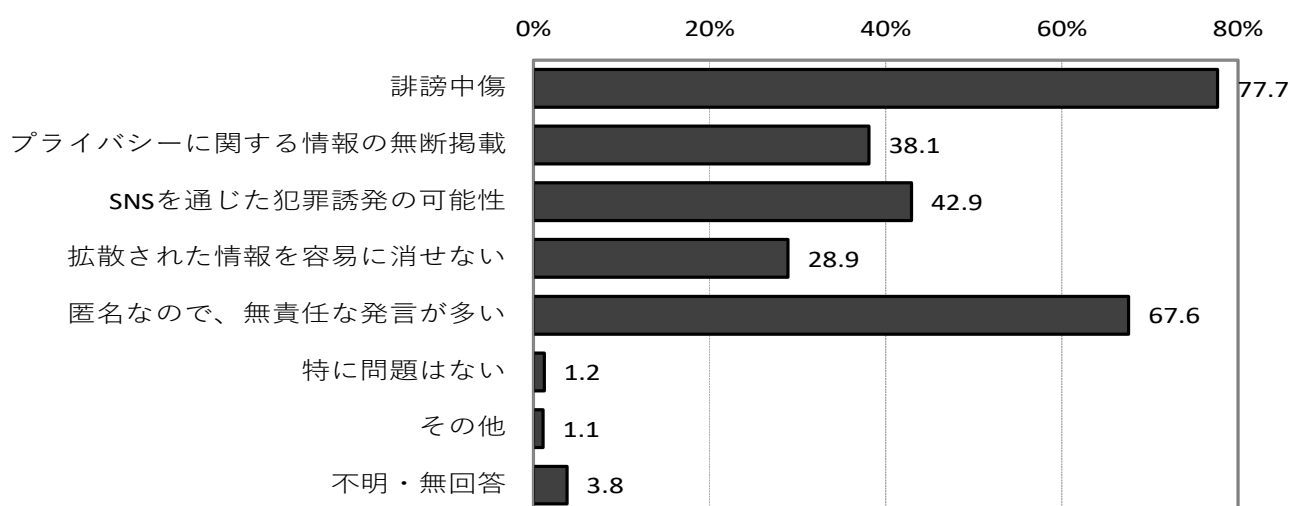
【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNS等様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

【市民意識調査の結果から】

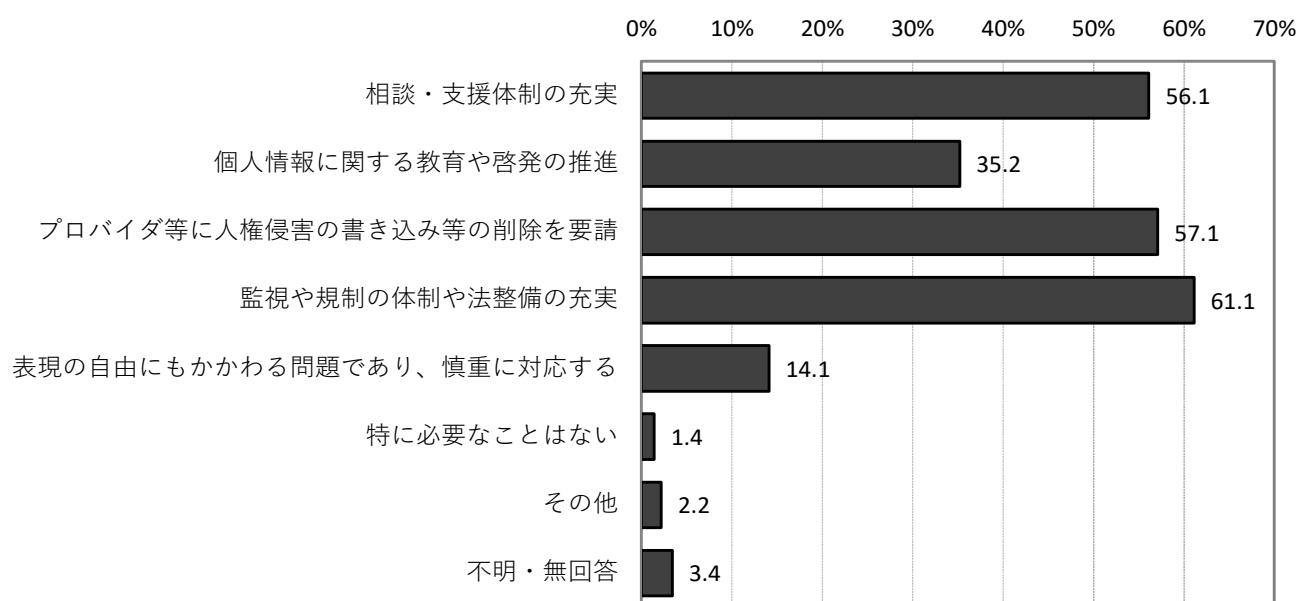
問1) インターネットに関することで、人権上特に問題があると思うのはどのようなことですか。(3つまで回答可)



資料: 舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「誹謗中傷」が77.7%と最も高く、次いで「匿名なので、無責任な発言が多い」が67.6%、「SNSを通じた犯罪誘発の可能性」が42.9%となっています。「その他」としてはインターネットについてよく理解せずに使っていること、子どもに悪影響があることなどが挙げられています。

問2) インターネット上での人権侵害を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(3つまで回答可)



資料: 舞鶴市「人権に関する市民意識調査」(2020(令和2)年度)

「監視や規制の体制や法整備の充実」が61.1%と最も高く、次いで「プロバイダ（インターネットにつなげる事業者）等の人権侵害の書き込み等の削除を要請」が57.1%、「相談・支援体制の充実」が56.1%となっています。「その他」としてはSNS等における匿名での書き込みの制限、教育の充実、人権侵害をした側に対する罰則の強化などが挙げられています。

【課題解決に向けた取組】

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報を正しく使う能力の向上を図り、フィルタリング(利用制限)サービスの利用啓発やSNS等の利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。

新型コロナウイルス感染症

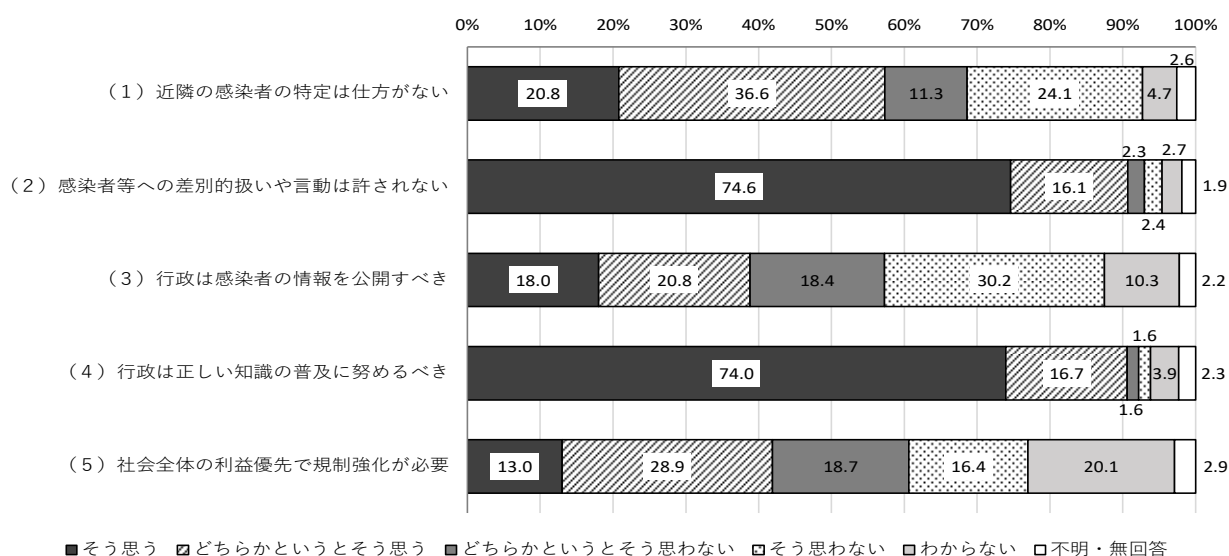
【現状と課題】

2020（令和2）年、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷や心ない書き込み、営業自粛等に従わない事業者等への行き過ぎた非難、また、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が全国的に広がりました。

新型コロナウイルス感染症に感染することへの不安や恐れ、また、感染症に関する知識や理解不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しました。

【市民意識調査の結果から】

問1）あなたは、新型コロナウイルスのような新たな感染症に関連する次のような意見（1）～（5）に対してどう思いますか。



資料：舞鶴市「人権に関する市民意識調査」（2020（令和2）年度）

近隣に感染者が出た場合には、感染者を特定しようとするのは仕方がないですが、行政が感染者の情報を公開するべきかどうかについてはどちらともいえないという認識になっています。ただし、感染者を特定しようとするのは仕方がないことであっても、差別的な扱いや言動は許されず、行政は正しい知識の普及に努めるべきであると認識されています。しかし、社会全体の利益を優先して規制を強化することの必要性については、強く認識されているとはいえないという結果になっています。

【課題解決に向けた取組】

新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別が発生しないよう、ホームページや広報まいづる等を活用して啓発に取り組めます。

HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病患者等

【現状と課題】

H I V[※]感染者・エイズ[※]患者やハンセン[※]病患者など、感染症等の患者に対する差別や偏見は、それぞれの病気についての正しい知識と理解が不足しているために存在することから、病気に対する正しい知識の普及や、偏見や差別をなくすための啓発活動等、様々な取組が行われています。

H I Vは感染力の弱いウイルスで日常的な接触では感染することはありませんし、H I Vに感染することによって発症する病気であるエイズは、様々な治療薬が開発されたことにより、適切な治療によって症状をコントロールしながら、日常の生活を送ることができるようになっていきます。また、ハンセン病については、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれな病気です。現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により完治すれば後遺症も残りません。

これらの病気の感染者や患者、その家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって人権侵害を受けており、正しい知識の普及・啓発が重要となっています。

【課題解決に向けた取組】

感染の予防と人権の尊重を基本として、患者が適切な医療を安心して受けられる環境づくりを進めるため、国・京都府等の関係機関との連携を図りながら、広報紙やホームページ、啓発冊子の配布などあらゆる手法によって、それぞれの感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、差別や偏見の解消に取り組みます。

※HIV

ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVが免疫機能を担うリンパ球に入り込んで免疫細胞を壊しながら増殖し免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

※エイズ

後天性免疫不全症候群のこと。HIVに感染することによって、病原体に対する、人間に備わっている抵抗力が正常に動かなくなることによって発症する様々な病気の総称。

※ハンセン病

1873年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気。

DV(配偶者等からの暴力)

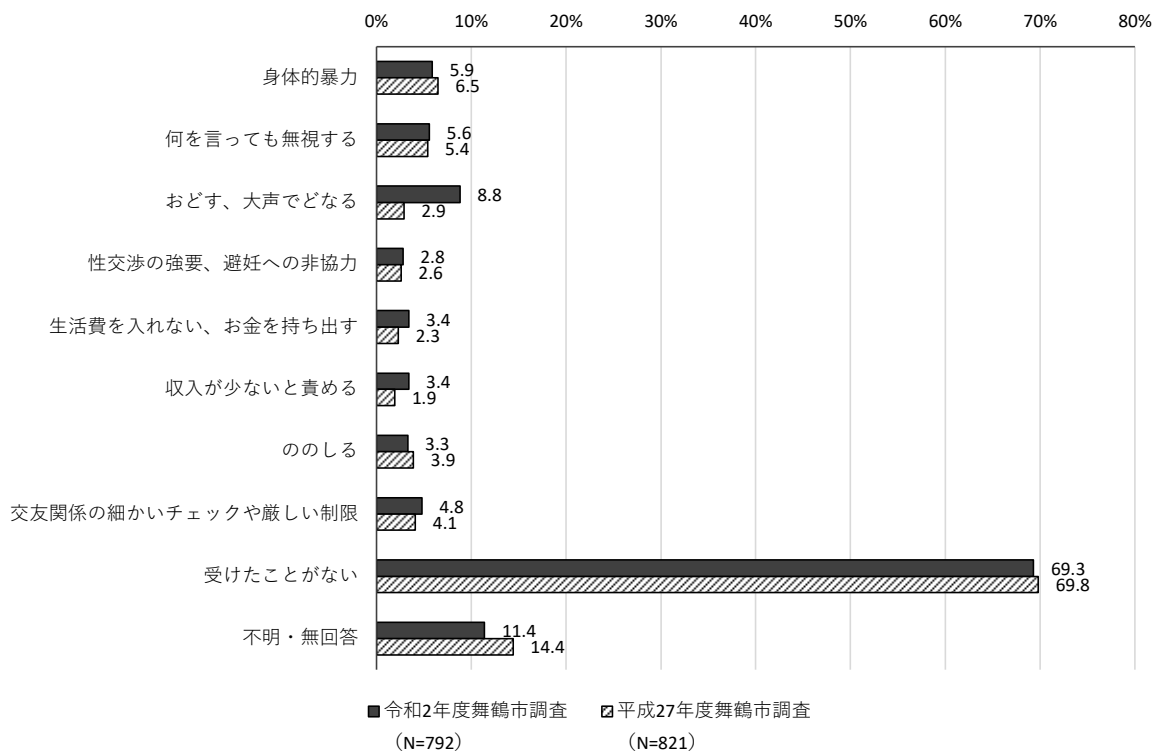
【現状と課題】

※

配偶者等からの暴力（DV）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、DVを目撃した子どもの心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼす場合があります。

【男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果から】

問1）あなたは、夫（妻）又は恋人等から次のような行為（DV）を受けた経験がありますか。（複数回答可）



資料：舞鶴市「男女共同参画に関する市民アンケート調査」2020（令和2）年度と2015（平成27）年度との比較

※調査対象者 2,000 人 有効回収率 36.9%

2020（令和2）年度の調査では、DVを受けたことがある回答者は19.3%であり、受けたことがない回答者の割合の方が69.3%と高くなっています。

【課題解決に向けた取組】

防止するための啓発や情報提供、学習機会の提供や、被害者及び加害者に気づきを促すためDVに関する正しい知識の普及・啓発を行います。

※DV(ドメスティックバイオレンス)

夫婦や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナー間で起こる暴力。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴、社会的暴力がある。

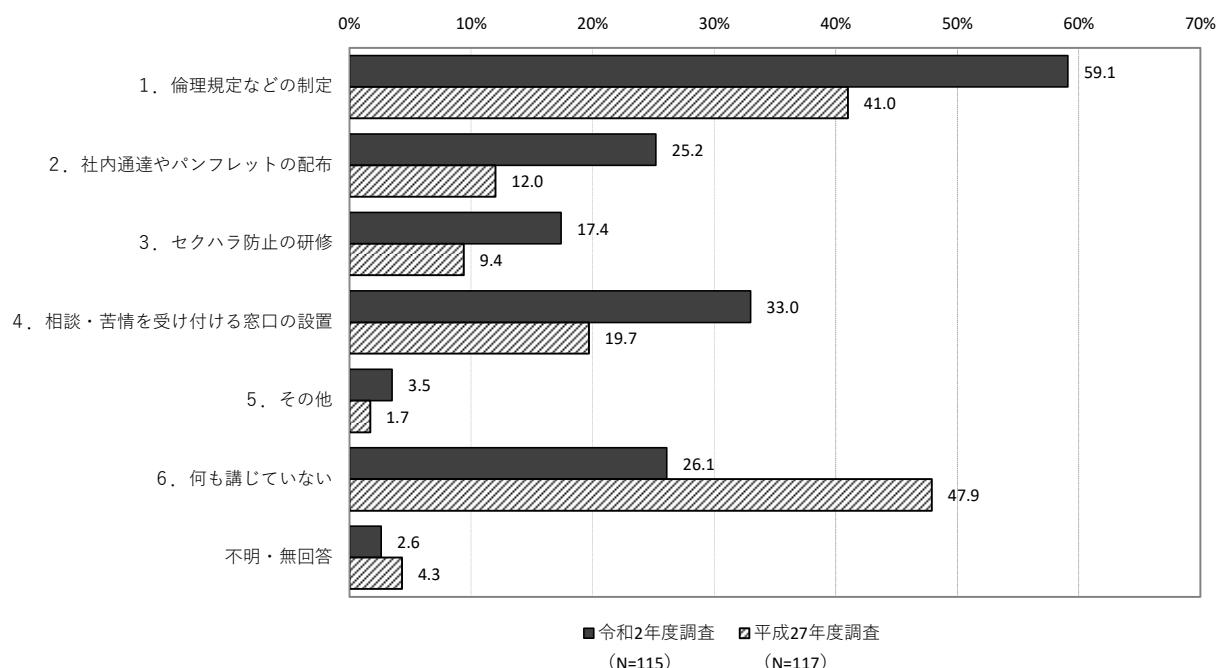
職場でのハラスメント

【現状と課題】

ハラスメントについては、職場での立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメント[※]（パワハラ）やセクシュアル・ハラスメント[※]（セクハラ）など様々なハラスメントがあり、社会問題となっております。

【事業所アンケート調査の結果から】

問1) 貴事業所では、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）対策を講じていますか。
（複数回答可）



資料: 舞鶴市 男女共同参画に関する事業所アンケート調査 2020(令和2)年度と2015(平成27)年度との比較

※調査対象事業所 313 有効回収率 36.7%

2020(令和2)年度の調査では、「1. 倫理規定などの制定」が59.1%と最も高く、次いで「4. 相談・苦情を受け付ける窓口の設置」が33.0%、「6. 何も講じていない」が26.1%となっています。

【課題解決に向けた取組】

企業等に対する啓発を進めるとともに、学習教材の貸出や情報提供等の支援に努めます。

※パワーハラスメント(パワハラ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職業環境を悪化させる行為。

※セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

職場や学校などあらゆる場において相手の意に反した性的な言動により不快感を与え、相手の心身や就労環境、その他の生活環境を害するなど不利益を与えること。異性間のみならず、同性間も含む。

個人情報の保護

【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障害となるものです。また、コンピュータウイルスや不正アクセスにより、個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害となる極めて深刻な問題であります。本市では戸籍や住民票に関する証明書が本人等の代理人や第三者に交付されたことを、本人が早期に知ることができる「事前登録型本人通知制度」を導入しています。

【課題解決に向けた取組】

- ①個人の名誉やプライバシーを守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。
- ②事前登録型本人通知制度の登録数を増やす取組を行います。

その他の人権課題

そのほかにも、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子（法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子ども）に対しての人権侵害、また、北朝鮮当局によって拉致された被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）、東日本大震災に起因する人権問題等、様々な課題が存在しており、正しい知識と理解を深める啓発が必要です。

第4章

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1)保育所・幼稚園・認定こども園

0歳から就学前の乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる最も大切な時期です。舞鶴市教育振興大綱、舞鶴市乳幼児教育ビジョン、夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン等に基づき、家庭や地域社会と連携し、子どもの自立心や豊かな心、社会性の基礎等を育み、自分を大切に思う気持ちや、他者を大切にする心の育成に努めます。

(2)学校

人権問題の解決には、学校での人権教育が特に有効だと考えられています。舞鶴市教育振興大綱をもとに、自分自身の行動や努力が、様々な人権問題解決につながると認識し、主体的な態度や実践的な行動がとれる児童・生徒の育成に努めます。

(3)地域社会

地域社会は、人々が住み、働き、暮らしている社会生活のまとまりであり、人々のふれあいを通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本市においては、市民が自発的意志に基づき人権に関する学習活動を行えるよう、身近な人権について学ぶ機会の提供や学習教材の貸出などの支援に努めています。

また、人権啓発を推進するための市民組織として、1994（平成6）年に発足したまいづる人権啓発市民会議と一体となって講演会や研修会を開催するなど人権啓発に取り組むほか、公民館等における学習機会の充実に努めるなど、より多くの市民が積極的に参加できるよう働きかけ、地域における人権啓発の推進に努めます。

(4)家庭

家庭は、子どもが人権について家族と話し合いをしたり学習をしたりする場であり、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場です。

このため、保護者が、人権感覚を身に付け、家庭でのコミュニケーションを深めるのが効果的であることから、PTAが行う家庭教育関係の講演会や、様々なグループの学習会等を支援しています。

親子共に人権感覚が身に付き、家庭や地域の中で人権意識が深まるよう、家庭教育に関する学習機会の充実と情報の提供に努めます。また、子どもを取り巻く様々な問題や悩みに対応するため、子ども総合相談センターを中心とした関係機関とのネットワークを構築し、相談・支援体制の充実に努めます。

(5)企業等

企業は、その企業活動を通じて密接な関係となる株主や取引先、消費者、従業員、地域社会等に対して社会的責任を果たすことが求められ、人権問題への取組も大変重要視されるようになっていきます。

人権が尊重される働きやすい職場を整え、就労環境の整備や個人情報の適正な管理等、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、まいづる人権啓発市民会議等とも連携して企業に対する啓発を進めるとともに、自主的な人権意識の高揚に向けた活動に対し、学習教材の貸出や情報提供等の支援に努めます。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠です。

国連 10 年国内行動計画では、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者などの業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしています。

本市においても人権に対する深い理解と認識を深めるための人権教育・啓発を推進します。

第5章 計画の推進

1 市の推進体制

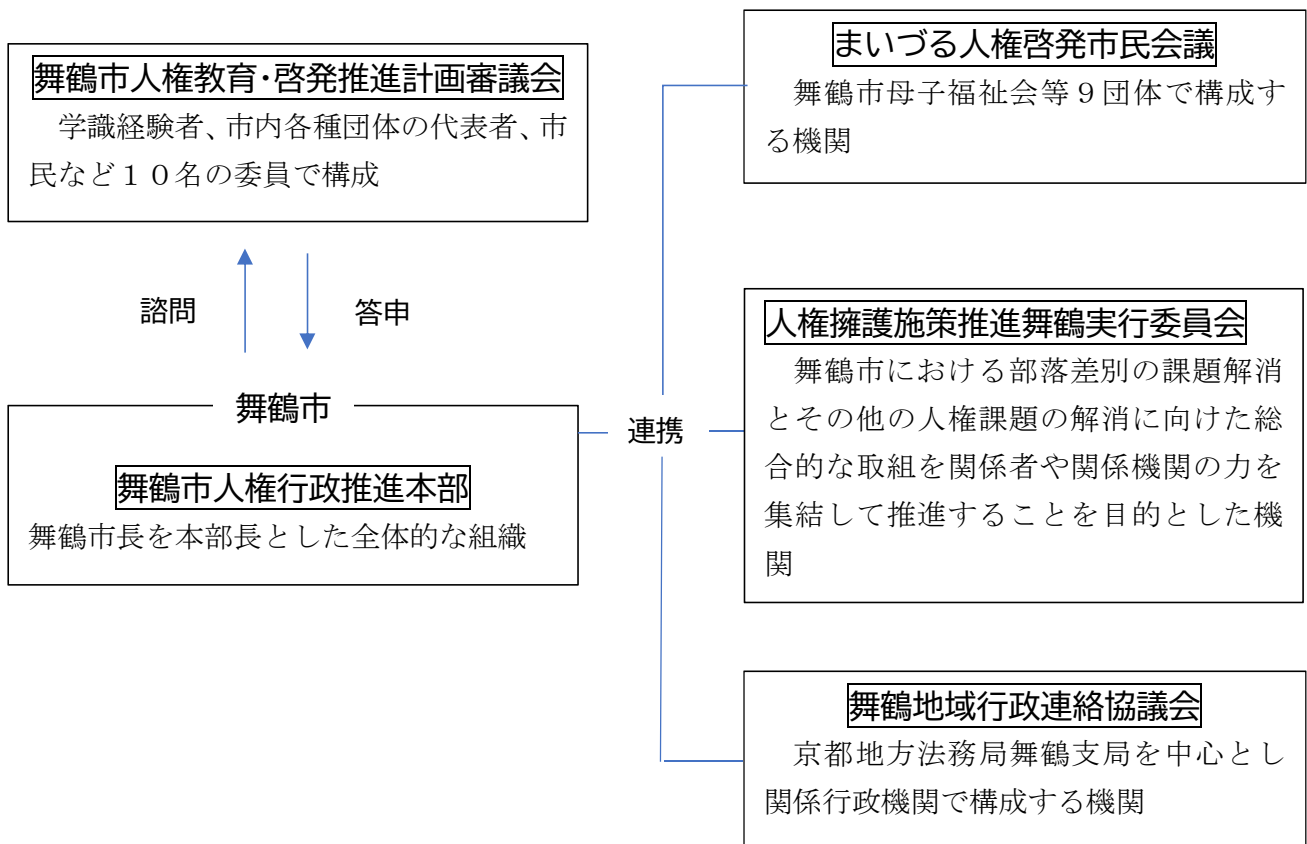
本市における全庁的な組織として舞鶴市人権行政推進本部を設置し、各関係課との連携を図りながら、計画に基づいた施策を推進します。

2 国、京都府、民間等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、国や京都府、民間団体等との密接な連携が不可欠です。

「舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会」をはじめ、「人権擁護施策推進舞鶴実行委員会」、「まいづる人権啓発市民会議」、「舞鶴地域行政連絡協議会」等、行政機関及び民間団体等が連携・協力しながら取り組んでいきます。

特に、地域や市民の実情を踏まえて、きめ細かい人権教育・啓発に取り組むことが重要であることから、引き続き、人権講演会や研修会等の取組を充実するとともに、民間団体等が行う取組を支援します。



3 指導者の養成

市民の人権意識の向上を図るためには、日頃から身近なところでの人権教育・啓発活動が必要であり、そのような活動に積極的に取り組む人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、研修や講演会等により、地域、行政、企業や民間団体等において、人権教育・啓発を進めることのできる指導者の養成に努めるとともに、活動の場を設けるなど、推進体制の充実を図ります。

4 人権教育・啓発の資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、学習教材・啓発資料等の作成に努め、学校、地域、家庭、職場等の様々な場面で、人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

特に幼少期からの人権学習を進めるために絵本を作成し、人権教育・啓発に活用します。

5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権問題解決のためには、市民一人ひとりが様々な人権課題に関して正しい理解と認識を深め、主体的、自主的に取り組むことが必要です。

人権教育については、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育が相互に連携を図りつつ取組を進めます。

人権啓発については、身近な問題をテーマとして市の広報紙やホームページ、啓発資料を活用するとともに、講演会や研修会等の実施において対象者が参加しやすい内容や手法の工夫により、効果的な取組を進めます。